

平成29年度事業計画

平成29年度の司法書士業界に関連する大きな動きとしては、まず、5月末にも始まる法定相続情報証明制度、そして年内にも始まる不動産オンライン申請の資格者代理人方式、すなわち不動産登記の完全オンライン化が挙げられる。司法書士業務に直接影響する新たな制度の創設であり、また司法書士のコンプライアンスが問われる制度でもあり、万全の体制で受入れられるよう準備を進める必要がある。

また、本年度は、所有者不明土地、空き家、相続登記未済問題に対し、国、地方自治体、各関連業界において様々な角度から対策が講じられる年になることが予想される。そして、司法書士業界はその有する専門性からこれらの問題の解決に向け重要な役割を期待されていることも自明であり、私たち司法書士には社会のそうしたニーズに的確に応えていく責務がある。その関連で、昨年からは本格的に始動した法務局と土地家屋調査士会との「未来につなぐ相続登記」推進プロジェクトは、これまでの取組みをさらに発展させるべく、三者の強みを出し合い、相乗効果を発揮させて活動を推進していきたいと考えている。

そうした中、平成29年度の当会事業の基本方針としては、これまで足場固めを行ってきた「広報活動の強化」と「相談事業の拡充」を連携させながら、現在行っている事業を取捨選択し発展的に定着させ、鳥取県内津々浦々の市民の法的ニーズにしっかり応えられる体制を作っていきたいと考えている。

研修事業に関しては、研修会を通して会員の「職業倫理、執務管理ルールの徹底」を図り、上記の社会問題や業界の動きなど時々刻々と変化する情勢に臨機応変に対応すべく司法書士の専門分野における研鑽を積み、司法書士の認知度と社会的信頼性のさらなる向上に努めていきたい。とりわけ、法定相続情報証明制度、不動産登記の資格者代理人方式、そして3年後の施行が見込まれる民法の債権関係の大改正については、研修を通じて会員への周知徹底を図っていくこととする。

また、成年後見制度利用促進のための市町村主導の地域連携ネットワークの動きに関しては、成年後見センター・リーガルサポートと連絡を密にしながら対応していきたい。

なお、事業遂行にあたっては、費用対効果を常に念頭に入れ、メリハリをもって予算執行を行っていく。

当会の会員数は100名の大台を割りこみ、人口減少社会において今後さらに会員数の減少が見込まれる中、成年後見センターリーガルサポート、政治連盟を含め、全会員に会務に参加してもらわなければ必要な事業の遂行すら難しくなりつつある現状を会員各位にはご理解いただき、全会員のこれまで以上の積極的な会務への協力参加をお願いしたい。

【総務・財務部】

1. 経費の節減と適正かつ効率的な支出に努める。
2. 資産・情報の保全管理に努める。
3. 会統一用紙につき、必要に応じた様式等の見直しを行う。
4. 会館の有効かつ適正な運営管理に努める。
5. 事務局の負担軽減に努める。
6. 会員名簿を発行する。
7. 役員名簿を発行する。
8. 会員証、補助者証の発行及び更新交付を行う。
9. 職印証明書の適正な交付管理に努める。
10. 会員の業務に関する「紛議調停規則」の適正な運用に努める。
11. 業務損害賠償保険に関する「事故処理委員会規程」の適正な運用に努める。
12. 会員数減少に伴う当会役員構成及び会員の会務参加のあり方について検討する。
13. 「戸籍謄本・住民票の写し等の職務上請求書に関する規程」及び「依頼者等の本人確認等に関する規程」の運用の徹底と、会員指導のあり方を検討する。
14. 会員必携のファイル構成につき、電子化も含め検討する。

【企画広報部】

1. 相談会の実施事業
 - (1) 常設電話相談を実施
 - (2) 東中西各地区で無料面談相談会を実施
 - (3) 他士業、法務局との合同相談会を実施
鳥取県士業団体連絡協議会主催の暮らしなんでも相談会
未来につなぐ相続登記プロジェクト相談会等
 - (4) 日司連・中プロ主催の相談事業に協力
 - (5) 相談員のための研修・意見交換会を実施
 - (6) 東日本大震災等の大規模災害に対応した相談活動
2. 講師及び相談員派遣事業
3. 制度及び活動広報事業
 - (1) 司法書士制度及び業務の広報の充実
 - (2) 「司法書士の日」記念事業を実施
 - (3) 鳥取県司法書士会調停センターを広報面で支援
4. 法教育・消費者教育事業
 - (1) 高校生のための法律教室
 - (2) 高校生以外を対象とした法律教室の企画

- (3) テキスト改訂の検討
- 5. 法テラスとの連携・協力を行う
- 6. 所有者不明土地問題及び空家問題対策事業

【研 修 部】

1. 総合研修会

総合研修会は、研修の質的側面の充実を図る観点から、研修の内容や方法に検討を加え、多数の会員が参加できるように配慮して開催する。

2. 法令実務研修会

法改正の有無、会員の要望、開催時期の問題、他の事業との関連、他団体との共催の要否などの諸事情を勘案し、必要に応じて随時開催する。

3. 地区研修会

会員が参加し易いように東部、中部、西部の3地区に分れて、地区の独自性を活かした研修会を開催する。必要に応じ、統一テーマによる研修会も検討する。

4. 裁判実務講座

裁判所等の協力を得て、講義内容、講師を検討のうえ、必要に応じ開催する。

5. 日司連関係研修会

- (1) 登録後一定期間を経過した会員を対象とする日司連年次制研修会を開催する。
- (2) 日司連主催の中央研修会、専門業務研修会、地域開催一般業務研修会、裁判実務セミナー、消費者問題対応実務セミナー、専門分野習得研修プログラム等の受講を推奨する。

6. 中国ブロック研修会

今年度は鳥取県で開催されるが、会員の積極的参加を促す。

7. 日司連の主催する中国ブロック新人研修会の運営に協力する。

8. 新入会員（者）研修

- (1) 新入会員を対象に、新入会員研修会を開催する。
- (2) 新入会者のうち、希望者を対象に、新入会者配属研修を実施する。
- (3) 新入会者に対し、日司連の主催する以下の研修会への参加を奨励する。

① 中央新人研修

② 中国ブロック新人研修会

9. リーガルサポート研修事業との連携

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートと連携した研修事業を行う。

10. 特別研修への協力

日司連の主催する司法書士特別研修の運営に協力する。

11. 研修単位の認定

研修単位の認定、管理、会員への取得単位の通知及び12単位未達成者への単位取得要請を行う。

12. 研修12単位未達成者及び年次制研修会欠席者に対する研修受講勧告を行う。
13. 補助者研修会の実施

【調停センター】

1. 調停手続の実施
2. 調停手続の利用促進及び調停の円滑な実施のため、次の事業を行う。
 - (1) 一般向け及び会員向けの広報
 - (2) 研修の実施

【月報編集委員会】

1. 毎月1回発行する。
2. 当会、日司連、ブロック会、その他の会議・活動報告等及び会員へのその他の伝達情報を掲載し、各種情報のタイムリーな伝達に努める。

【非司法書士排除委員会】

1. 法務局からの委嘱に基づく非司法書士実態調査に対し協力する。
2. 引き続き月報に「非司法書士事案（疑い）の情報提供について（お願い）」の記事を継続的に掲載することにより、会員からの情報提供による協力を要請する。
3. 非司法書士排除の啓発活動、会員・法務局・裁判所等からの情報提供・収集等の方法により、司法書士業務を行い得ない者でありながら司法書士の業務とされている事務を反復継続して行っていると思われる者の不正を糾し、司法書士の業務執行の適正を期し、もって国民の権利の保護を図るための活動を行う。